

利益相反防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人グラミン日本（以下「当法人」という。）が利益相反の生じる可能性がある場合における事実の開示その他の手続について定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、当法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）に対して適用する。

(特別の利益の提供)

第3条 役職員は、助成事業等を行うにあたり、役職員・契約社員・派遣従業員・ボランティアスタッフを含むすべての当法人の事業活動の関係者に対し、特別の利益を与えないものとする。

(利益相反の防止及び情報公開)

第4条 当法人の役職員は、その職務の執行に際し、当法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、その事実の開示その他の当法人が定める所定の手続に従わなければならない。

(自己申告)

第5条 役職員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに当法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に事務局宛に書面で申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、当法人と役職員との利益が相反する可能性がある場合（当法人と業務上の関係にあるほかの団体等に役職員が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。

3 役職員は、原則として、別紙に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に事務局に書面で申告するものとする。

(定期申告)

第6条 役職員は、毎年10月に当該役職員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について事務局に書面で申告するものとする。

(申告後の対応)

第7条 前二条の規定に基づく申告を受けた事務局は、理事長（又は、理事長に利益相反事由がある場合においては監事）と協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、当法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置を求めるものとする。

(申告内容及び申告書面の管理)

第8条 第5条又は第6条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局にて管理するものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、監事の同意及び理事会の決議を経て行う。

附 則 この規程は、令和2年7月20日から施行する。(令和2年7月17日理事会決議)

別紙

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人が役職員の債務を保証することその他、当該役職員以外の者との間における当法人と当該役職員との利益が相反する取引
- (4) 当法人が行う融資及び助成に関し融資先や助成先から未公開株式を譲り受けること
- (5) 当法人が行う融資や助成に関し融資先や助成先から金品の授与、不動産の贈与、供応接待を受けること
- (6) 当法人が行う融資及び助成に関し融資先や助成先から金銭の貸し付けを受けること
- (7) 上記に掲げるほか、当法人の融資先や助成先から社会通念に照らし不相当な、又は実質的な対価関係なくして利益や役務の供与を受けること